

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(日曜日及び  
休日は、その  
翌日)

## ◆告 示

### 目 次

- 保険医の登録
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県の療養機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
- 保安林の予定森林
- 解除予定の保安林
- 土地改良事業変更計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
- 土地改良事業変更計画の認可
- 土地改良事業の認可 (三件)
- 国有財産の用途廃止 (四件)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

## 告 示

### 鳥取県告示第三百三十三号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のとおり保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十三年政令第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
金 山 博 友	鳥医第一、九四五号	昭和五十年三月二十四日

### 鳥取県告示第三百三十四号

国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号) 第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十三年政令第三百六十三号) 第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
くすだ薬局卯垣支店	鳥取市卯垣二一八の二四	昭和五十年三月十五日

鳥取県告示第三百三十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
くすだ薬局卯垣支店	鳥取市卯垣二一八の二四	全国	昭和五十年三月十五日

鳥取県告示第三百三十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国薬第 三〇四号	山 根 政 江	昭和五十年三月四日
鳥国医第一、九四四号	提 嶋 正	十二日

鳥取県告示第三百三十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字津無字飯盛山八五三の七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採できる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び

佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百三十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八郡頭佐治村大字津無字滝谷日平八五〇の二、字滝谷影平ラ八五二の

一 (以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良(飯盛山地区農地開発)事業の変更計画を定めたので、同法同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年四月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百四十号

昭和四十九年十一月二十六日付けで西伯郡淀江町大字淀江二四三番地谷野一恵ほか三十八人の者から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年四月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百四十一号

昭和五十年二月二十五日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(紙子谷地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年四月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百四十二号

西伯町から申請のあつた地営土地改良(入蔵地区農道整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月三日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十三号

船岡町から申請のあつた町営土地改良(橋本地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十四号

米子市から申請のあつた市営土地改良(車尾地区農業用排水事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十五号

米子市から申請のあつた市営土地改良(富益地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年四月八日から用途廃止した。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市二本木字茶畑前三六〇番地先		二七三・二〇	道路敷
米子市二本木字茶畑前三六〇番地先		六〇・六八	水路敷
米子市二本木字下河久保三五八番七地先から同市蚊屋字下嶋田一九八番二地先まで		七九・四五	水路敷
米子市二本木字下河久保三五八番七地先		一〇三・四三	水路敷

鳥取県告示第三百四十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年四月八日から用途廃止した。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
倉吉市上余戸字瀬ヶ谷口二六七番一地先		七・八七	道路敷
倉吉市上余戸字瀬ヶ谷口二六七番地先		九・七五	水路敷

鳥取県告示第三百四十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年四月八日から用途廃止した。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
東伯郡三朝町大字三朝字外谷三六五番一地先から同町大字三朝字外谷三七九番地先まで		六五・六二	道路敷
東伯郡三朝町大字三朝字外谷三六五番一地先		三四・三四	水路敷

鳥取県告示第三百四十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年四月八日から用途廃止した。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場 所	(平方メートル)	用途
東伯郡北条町大字島字歩行黒四一五番七地先から同町大字島字向山一五八番一、二地先まで	三〇・七五	道路敷
東伯郡北条町大字島字歩行黒四一五番一、二地先から同町大字島字歩行黒四一六番一、二地先まで	七九・八一	水路敷
東伯郡北条町大字島字歩行黒四一七番一、二地先から同町大字島字兵岡四三八番一、二地先まで	六九・九二	水路敷
東伯郡北条町大字島字兵岡四三八番三、四地先から同町大字島字兵岡四三八番一、二地先まで	八一・七五	水路敷

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円（送料を含む。）】